

東日本大震災と資料保存（修復・防災）

国立国会図書館収集書誌部資料保存課長
川鍋 道子

はじめに

報告をするにあたり、まず、本年 3 月の東日本大震災に対し、貴国からのお見舞い御支援に対し、深く感謝を申し上げます。被災地の震災からの復旧・復興には相当な月日を要するものと思われます。国立国会図書館としましても、被災地の図書館の復旧・復興のため、支援、協力をしていく所存です。

資料の防災については、後に述べますように、当館は震災が発生する前から取り組んでいたところですが、実際に震災が起きて改めてわかったことも多々あります。

本報告では、最初に東日本大震災による国立国会図書館の被害状況について、お話しいたします。続きまして、被災地の図書館に対する資料保存分野での当館の復旧支援の取組について報告いたします。最後に、当館の資料防災計画について報告いたします。

1. 国立国会図書館の状況

(1) 発生当日

本年 3 月 11 日の震災では、東京本館の位置する東京都千代田区では震度 5 強の地震を観測しました。地震によりエレベータ及び書籍搬送設備が停止したため、書庫資料の出納を停止しました。揺れがおさまった後に、火災発生や負傷者の有無、施設の安全確認を行いました。当日は、首都圏の交通機関がまひしたため、帰宅困難者に対し、館内の宿泊場所や毛布、食糧、交通機関情報を提供しました。支部図書館である国際子ども図書館の位置する東京都台東区では震度 5 弱の地震を観測しました。帰宅困難者に同様の提供をしました。

(2) 書庫の状況

東京本館施設内の壁面のひび割れ等の施設被害が発生しましたが、耐震改修工事を実施してきており、構造体に影響のある被害はありませんでした。国際子ども図書館は大規模地震に備えて免震工法で建てられており、施設への影響はほとんどありませんでした。地震により東京本館本館書庫の図書 180 万冊が落下いたしました。地下に位置する新館書庫の逐次刊行物等は落下の被害はありませんでした（スライド 1 参照）。特に落下資料の多かった本館書庫高層については、余震が収まり、安全確認をおこなった後、全部局の職員お

よび外部業者が落下した資料の書庫への復旧作業を行いました（スライド2-4参照）。この作業は3月22日からの8日間かかり、その間当該資料の遠隔利用、館内利用を停止しました。本館書庫以外にも国会分館や科学技術・経済情報室等開架閲覧室においても資料が書架から落下し、復旧までのあいだ利用ができない状況でした。

落下して破損した資料のうち、修復の必要がある500冊ほどについては、当館の資料保存部門で修復作業を進めています。

（3）開館時間の変更

東京本館については、地震翌日3月12日は図書の利用は停止しました。14日は計画停電の影響による交通機関の乱れのため、臨時休館としました。また、15日の開館時間は11時から17時までとし、3月17日からは10時から17時までとし、4月1日からは9時30分から17時までとしました。通常の開館時間に戻ったのは4月25日からです。

2. 被災地支援の取組—資料保存分野

次に、東日本大震災で多大な被害を受けた被災地の図書館等に対する資料保存分野での当館の支援の取組について報告いたします。

（1）情報発信

震災直後の3月17日に、国立国会図書館ホームページの「資料保存のページ」において「東日本大震災関連情報（図書館・文書館資料の復旧）」を新設しました。復旧作業の流れ、注意事項についてのマニュアル類を掲載しました。以後、資料の復旧に参考となる情報を順次追加して掲載しております。

（2）資料救済

被災資料の救済支援に関する取組について報告いたします。

①現地調査の実施

本年5月9日から11日に、当館資料保存課職員2名を被災地の図書館に派遣し、資料の被災状況及び救済の要望調査を行いました。調査先は、岩手県立図書館、岩手県釜石市立図書館、同県野田村立図書館、宮城県図書館、福島県立図書館です（岩手県、宮城県、福島県の位置はスライド5参照）。

各県のその時点での被災状況と課題は次のとおりでした（各図書館の位置はスライド6参照）。

宮城県図書館ではガラスの破損、壁のはく落等の建物被害、資料の落下による被害等がありました。資料廃棄の判断基準、資料補修の研修、資料落下防止等の課題が確認されました。同館は5月13日から再開しています。

宮城県内では津波によって南三陸町図書館が壊滅し、所蔵資料も失われました。広範囲に流出した蔵書の回収・救済から、図書館の再建・経営に至るまでの総合的な支援が求められ、内陸部で地震被害にあった他の市立図書館では、書架不足による復旧作業の遅れなどがありました。

岩手県立図書館では大きな被害はありませんでした。同館が行った県内図書館の被災状況調査によれば、壊滅的被害を受けたのは陸前高田市立図書館、大槌町立図書館及び野田村立図書館です。特に陸前高田市立図書館は人的・物的両面で甚大な被害を受け、図書館機能が消失しました。県立図書館としては市町村の復旧過程を注視しつつ、各段階に応じた、適切な図書館復旧支援のあり方を考えたいとのことでした。

岩手県釜石市立図書館では、建物には大きな被害はありませんでしたが、破損した暖房機のラジエーターから不凍液が漏れ、郷土資料の水損事故が起きました。職員による救出・乾燥作業が行われましたが、一部に不凍液による着色、文字等のにじみ、カビ等の問題が発生しました。同館は4月22日から開館しています。

岩手県北東部北上山地沿岸部に所在する野田村立図書館では、津波による甚大な被害を受け、膨大な被災資料が残されました（スライド7-8参照）。現在、郷土資料等保存すべき資料を選別して乾燥やカビ除去など手当てを行い、再入手等が可能な一般資料については廃棄作業を進めました。

福島県立図書館では建物に甚大な被害を受けましたが、2011年7月15日に児童室を中心として部分開館しました。

福島県内では他に郡山市中央図書館、棚倉町立図書館で地震の被害が大きく、新地町図書館は津波に襲われたものの、建物の2階のため資料の被害はなかったそうです。大熊町、浪江町、双葉町、富岡町の図書館は福島第一原子力発電所から30km圏内のため閉館中です。

釜石市立図書館や野田村立図書館では、大量の被災資料に比して担当者が少なく、復旧作業に多くの時間、労力を割くことが困難な状況にあり、すべての所蔵資料を等しく救済することは不可能でした。

今回のような大規模災害においては、①郷土資料等、その図書館のみが所蔵する特色ある資料を選別し、優先して乾燥・カビ除去等の必要な救済作業を行うこと、②複製等による代替、購入、寄贈等による再入手が可能な資料は廃棄を視野に入れて対策を検討すること、③優先的に救助した資料についてもどこまで原状復帰するのが適切かを図書館員が判断することが重要です。

資料保存課員の出張時には、これらの点を助言してきました。

②応急処置支援

岩手県野田村立図書館の被災資料応急処置について、岩手県立図書館を通じて当館が要請を受け、再び、5月30日から6月2日まで資料保存課員1名を現地に派遣しました。ここでは、岩手県立図書館の呼びかけで集まった近隣の図書館員とともに、以下の作業を実施しました。

まず、図書館内で野田村教育委員会の職員と近隣図書館からの応援により、保存対象を野田村郷土資料に絞る作業を行いました。また同一の資料が複数ある場合、状態の良い数冊だけを選別し、他は廃棄としました。普段から交流があり信頼をおく近隣図書館のベテ

ラン司書の助言によって、廃棄するか否かの判断をつけかねていた資料も取捨選択を行うことができました。保存することとした郷土資料についてはリストを作成しました。

さらに、残す資料に分類した郷土資料のブラシによる汚れ落としと消毒用アルコールによるカビ除去の処置を行いました。同時に、紙一枚で簡単に作れる保存容器の作製も行い、保管のための準備を行いました。野田村の地図やパンフレットなど薄いものは中性紙封筒に収納しました。保存容器と封筒に収納し、リストを作成した資料については、内容が同定できるように標題ラベルを貼りました。

応急手当を施した資料は、破壊された図書館施設から、比較的環境の安定した仮保管場所へ移動しました。

これらの支援を行う中で、日頃から資料防災を意識して、資料救済の優先順位を検討し、優先保存資料をリストアップしておくこと、優先的に保存する資料については安全性の高い場所に保管することなど、災害前の備えの重要性が明らかになりました。

③文化財レスキュー事業

文化庁文化財部では、本年4月1日から東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（以下、「文化財レスキュー事業」と言います。）を実施しています。これは、東日本大震災で被災した文化財等を緊急に保全し、がれき撤去等により文化財等が廃棄され・散逸することを防止するためのものです。国・地方の文化財指定等の有無を問わず、絵画、彫刻、工芸品、古文書、歴史資料等の動産文化財及び美術品がおもな対象です。

国立国会図書館は5月に文化庁からの依頼を受け、文化財レスキュー事業の協力団体となりました。当館のほかには、文化財保存修復学会、国立美術館、国立科学博物館、人間文化研究機構や、日本博物館協会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、各地の文化財救援ネットワーク等が協力団体となっています。

具体的な支援としては、文化財レスキュー事業事務局である救援委員会からの要請を受け、7月18日から19日にかけて、岩手県陸前高田市に資料保存課員1名を派遣しました。そこでは、陸前高田市博物館で所蔵していた漫画雑誌の汚損状態を調査し、救済方法の提案を行いました。

（3）資料補修研修

被災県の県立図書館等からの要請を受け、破損・水損した資料の補修方法について研修講師を派遣しています。さきほど、当館の資料落下について報告しましたが、被災地においても多くの図書館で資料が書架から落下して破損しました。地震で水道管が壊れ資料が水損した図書館もありました。そうした破損資料の修復方法について教えてほしいという要望が当館に寄せられました。7月に宮城県の大学図書館と岩手県立図書館に、9月に宮城県図書館に、資料保存課員を講師として派遣し、補修方法について実習を交えた研修会を行いました。12月に福島県立図書館でも研修会の実施を予定しています。

（4）米国議会図書館員による講演会の実施

震災後の3月末に米国議会図書館から当館に対し、被災資料救済のために資料保存スタ

ップを派遣する用意があるとの申し出がありました。当館と米国議会図書館との間で調整した結果、米国での災害からの資料救済の経験を有する資料保存専門家による講演会を行うことといたしました。米国議会図書館資料保存部から職員を招へいし、9月に東京と宮城県仙台市で講演会を実施しました。

(5) 報告会等の開催

被災地の図書館等には、当館のほかにも日本図書館協会や各種ネットワーク等が支援を行っています。現地の状況・要望を把握し、支援団体同士の情報共有・連携に資するため、当館では、懇談会や報告会を開催しています。資料保存分野に限らず、支援全般に関するものですが、合わせてご紹介しておきます。

6月16日には、震災対応及び被災地支援を主要なテーマに、「国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会」を開催しました。そこでは、震災後3か月が経った時点での、被災県立図書館からの状況報告がなされ、支援側からは、文部科学省、日本図書館協会、当館から報告を行いました。文部科学省からは、図書館等社会教育施設の被災に対する支援について報告があり、「公立社会教育施設災害復旧費補助金」の仕組みや、文部科学省のホームページ上で「東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」が稼働し、被災地からの要望と各種支援のマッチングの場を提供しているとの説明がありました。日本図書館協会からは、「Help・Tosyokan 図書館支援隊」による宮城県気仙沼市での支援活動などの紹介があり、今後の活動として、ボランティア管理システムの運営、自動車図書館の確保等の計画が示されました。

7月13日には、報告会「東日本大震災の復興支援－図書館支援に求められること－」を開催しました。当館、文部科学省、日本図書館協会のほかに、saveMLAK、図書館振興財団、＜大震災＞出版対策本部による報告がありました。saveMLAKは、Wikiサイトを立ち上げて有志のネットワークにより、被災地の博物館・美術館 (Museum)、図書館 (Library)、文書館 (Archive)、公民館 (Kominkan) への支援を行っています。saveMLAKからは、支援の情報が錯綜して支援される側の負担になっている等の反省や、今後、「平時の備え」の根拠となるような震災記録アーカイブを構築する必要性について語られました。図書館振興財団は、基金のうち一億円を用いて約50館の図書館に書架等の現物支給による支援を実施してきました。また、日本書籍出版協会、日本雑誌協会、日本出版クラブと出版関係の諸団体からなる＜大震災＞出版対策本部からは、14万冊の図書の寄贈や13万人の小中学生への図書カード送付等の支援について報告しました。

この日の報告会では、兵庫県神戸市立図書館から、1995年の阪神・淡路大震災での経験も報告されました。震災当時、神戸市職員は図書館員も含めて24時間体制で復興対応に当たる必要があり、図書館が開館できる状況でもまずは学校の再開のほうが優先された等の事情が述べられました。阪神・淡路大震災と東日本大震災の二つの震災の相違点として、東日本大震災ではインターネットによる情報発信・受信ができるようになったが、支援をする側とされる側のコミュニケーションがうまく取れないことがあることは変わらないと

の指摘がありました。

被災地支援に関しては、このほかにも連絡会という形で、適宜、支援団体による会合が開かれています。5月には saveMLAK の呼びかけで仙台で、9月には日本図書館協会の呼びかけで東京で、被災県立図書館と支援団体との会合が開かれました。

資料保存分野の救済支援を進めるにあたって、支援をする側とされる側のコミュニケーションを密にとることはとても大事であると感じています。日頃の貸し出しやレファレンス、研修といった図書館協力のネットワークや、支援団体同士がことあるごとに会合を持つなど、顔の見えるつながりを保っていることが、大規模災害時にはとても有効であることを実感しております。

今回の地震と津波による被害は甚大であり、被災地の図書館に対しては、資料の救済・修理、文献提供、レファレンス、研修等の個別の復旧支援作業から図書館の再建・復興まで、総合的かつ長期的な支援を行うことが必要です。そのためには、支援する側は、被災地と綿密な意思疎通を行うことによって、要望を的確に汲み取り、求められる支援を適切に提供することが重要です。

先に述べましたとおり、岩手県立図書館において、県内の図書館の被災状況が調査され、その結果を受けて、当館に支援の要請がありました。このように、これまでに培われた図書館ネットワークを基盤として、市町村、県、国の図書館間の協力体制が大災害下にあっても機能しており、今後の復興の大きな力となり得ると思います。

3. 国立国会図書館資料防災計画について

次に、国立国会図書館の資料防災に係る震災以前からの取組みについてご報告いたします。

当館は国立図書館として、災害から国の文化財としての資料の安全を図る責務があります。また、IFLA/PAC アジア地域センターとして、国内外において資料防災についての意識喚起を図り資料防災を推進する責務があります。

近年、アメリカにおけるハリケーン「カトリーナ」による被害、中国四川省の大地震など、世界的な大規模災害の頻発と、図書館・文書館における資料防災への取組み推進の機運に接し、国内においても地震等の大規模災害への防災意識が高まっています。

IFLA（国際図書館連盟）も、従来から、災害は予期しない時に発生し蔵書を危機に陥れるものであり、被災の危険性のない図書館はありえないため、各図書館がそれぞれの状況に即して、総合的な資料防災の計画を立てることを推進していました。近年の災害の多発を受け、資料防災は一層重要な課題になっています。

当館も IFLA のこの方針に沿い、昨年2月に「国立国会図書館資料防災指針」（以下「資料防災指針」といいます。）を策定しました。

当館は、災害に関し東京本館、関西館及び国際子ども図書館の三施設がそれぞれ消防法

に則った消防計画を有しますが、資料を守るための具体的な安全対策の記述は少ない状態です。十全に資料の安全を図るためには、消防計画には表現しきれない様々な取組み、例えば、災害発生時の職員等の役割を明確化すること、応急処置の方法、適切な資料保護活動を行うための研修や訓練、被災資料の修復等において求められる外部専門家・専門機関の協力など、資料の被害を軽減するための対策を明記した、総合的な資料防災計画を策定することが必要でした。

そのため、まず資料防災に係る喫緊の課題についての方向性と考え方を「資料防災指針」として取りまとめ、人命尊重の最優先、災害に備えた予防管理の重視、被災状況の記録と活用、専門性及び迅速性の重視、施設間の協力といった原則を示し、予防管理、教育訓練、災害発生後の対応、情報共有等について記しました。

この指針の下に順次必要なマニュアル類の整備を進めて、具体的な資料防災の施策を示し、指針とマニュアルの総体を当館における資料防災計画としています。

「資料防災指針」策定後は、以下の取組を行ってきております。

資料所管課等と調整し資料防災上の優先順位をとりまとめました。また、東京本館、関西館、国際子ども図書館について「資料防災マニュアル 火災編」を作成しました。資料防災マニュアルは、今後、地震編、水害編を作成する予定です。また、これらの指針・マニュアルに従い、具体的な資料防災対策を進めていく予定です。

おわりに

昨年 11 月に、当館では国内図書館員向けに、資料防災の専門家を講師に招いて、保存フォーラムを開催し、国内における資料防災への意識喚起、取組みの推進を図りました。

また、本年 12 月 1 日にも、資料防災をテーマに、中国国家図書館、韓国国立中央図書館、オーストラリア国立図書館から資料保存分野の実務家を招へいして当館でフォーラムを開催いたします。当館も含めこの四カ国は、アジア・オセアニア地域に IFLA/PAC (IFLA 資料保存コア活動) のセンターを置く国立図書館です。中国国家図書館からは、国家典籍保護センター事務局の李翠微さんにお越しいただき、貴館の資料防災についてご報告いただく予定です。御協力に心から感謝いたします。このフォーラムは、アジア・オセアニア地域における資料防災策の向上・推進に資することを目指しております。

国立国会図書館では、このたびの大震災の体験を踏まえ、今後も資料防災への取組みをさらに強化していきたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。